

厚生労働省北海道労働局発表

令和5年11月7日

担当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課長 河合 博文
統括特別司法監督官 吾子 勇二
<電話> 011-709-2311
(内線 3542)

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する

令和4年の監督指導結果を公表します

～72.7%で労働基準関係法令違反～

みとみ のりえ

北海道労働局(局長 三富 則江)は、道内の労働基準監督署(支署)が、令和4年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。(詳細は別添のとおり)

〔監督指導結果等の概要〕

(1) 労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施者 480事業場
法令違反が認められた実習実施者 349事業場(72.7%)

(2) 主な法令違反の状況

安全基準(安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど) (25.4%)
割増賃金の支払
(時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど) (16.9%)
年次有給休暇(1年間に5日以上 of 年次有給休暇を取得させていないなど) (14.8%)

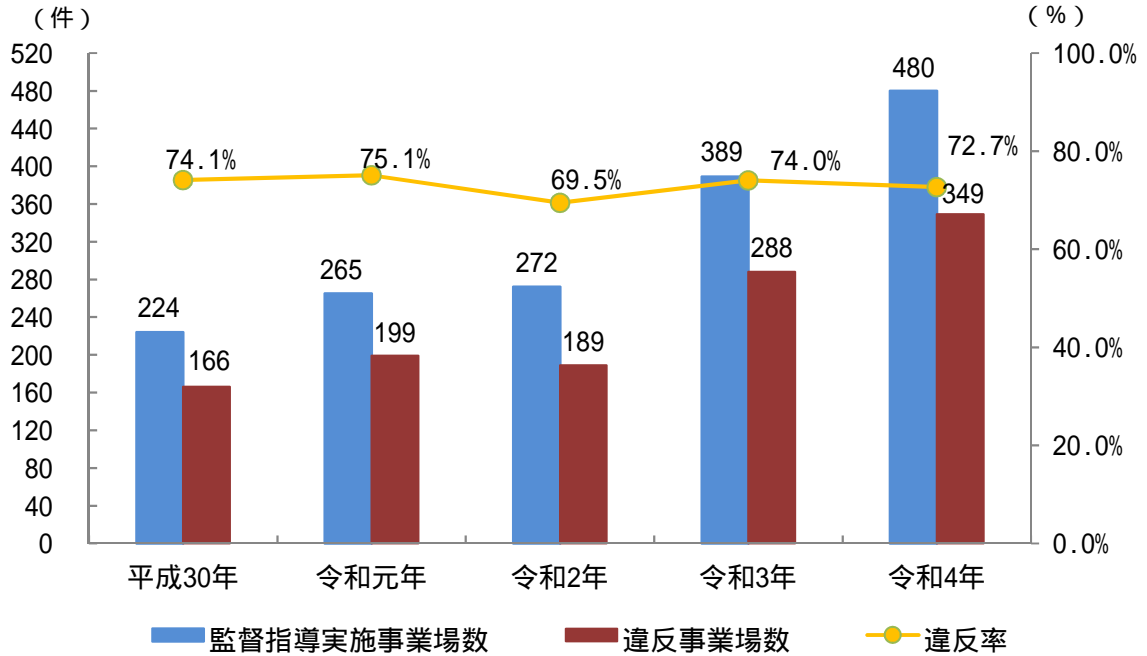
(3) 今後の取組

北海道労働局及び道内の労働基準監督署(支署)は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行う等、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

1 監督指導状況

- (1) 令和4年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して480件の監督指導を実施し、その72.7%に当たる349件で労働基準関係法令違反が認められました（全国の状況については後記3参照）。

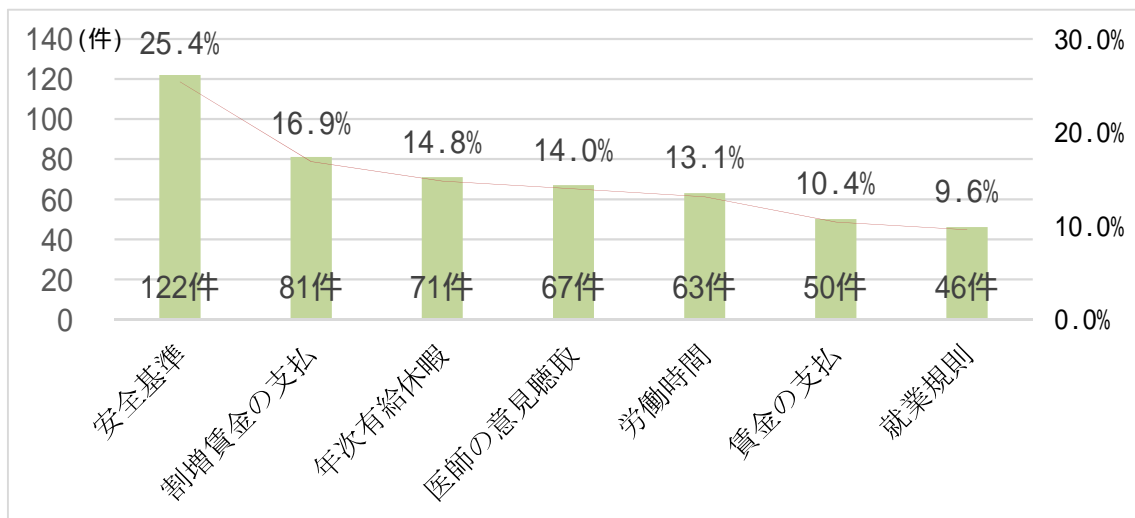
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



注 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

- (2) 主な違反内容は、安全基準 122 件（25.4%；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど）、割増賃金の支払 81 件（16.9%；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど）、年次有給休暇 71 件（14.8%；1 年間に 5 日以上 of 年次有給休暇を取得させていないなど）の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。

事例 1 過重労働の情報を契機に監督指導を実施し、長時間労働の削減等について指導

【概要】

食料品製造を行う事業場において、過重労働が行われている旨の情報が寄せられたため、立入調査を実施したところ、事業場における時間外労働時間数の上限等を定める労使協定である 36 協定が法定要件を満たしておらず無効となったまま、80 時間超の時間外・休日労働がおこなわれていたことや、時間外労働割増賃金についての算定時間数の不足・計算誤り等が認められた。

【主な指導内容】

有効な 36 協定が締結されないまま時間外労働を行わせたこと等については是正勧告した。
また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

(指導事項) 労働基準法第 32 条第 1 項、第 2 項(労働時間)違反
労働基準法第 37 条第 1 項(割増賃金)違反
長時間労働の削減

【指導の結果】

有効な 36 協定を締結し、業務の分担の見直しによる長時間労働の削減を行った。
不足していた時間外労働に対する割増賃金を遡って支払った。

事例 2 賃金の一部未払の情報を契機に監督指導を実施し、時間外労働時間の切捨て等について指導

【概要】

畜産業を営む事業場において、時間外手当の一部が不払となっている旨の情報が寄せられたため、立入調査を実施したところ、時間外労働のうち日々 1 時間未満の部分を切り捨てて賃金計算を行っていたことが認められた。

また、1 年以内に年次有給休暇を 5 日以上取得させていないことや、深夜業に従事する労働者に特定健康診断を実施していないこと等も認められた。

【主な指導内容】

時間外労働時間の切捨てによる賃金の一部不払い等については是正勧告した。

また、深夜業に従事する労働者に特定健康診断を実施していなかったことについては是正勧告した。

(指導事項) 労働基準法第 24 条第 1 項(定期賃金の一部不払)違反
労働安全衛生法第 66 条第 1 項(健康診断)違反
労働安全衛生規則第 45 条第 1 項

【指導の結果】

IC カード等の客観的な記録を基に、不足していた時間外労働の賃金を遡って支払った。
深夜業に従事する労働者に特定健康診断を実施した。

2 労働基準監督機関と出入国在留管理機関等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報しています
- (2) 令和4年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国在留管理機関等へ通報^{*1}した件数は23件、出入国在留管理機関等から労働基準監督機関へ通報^{*2}された件数は81件でした。

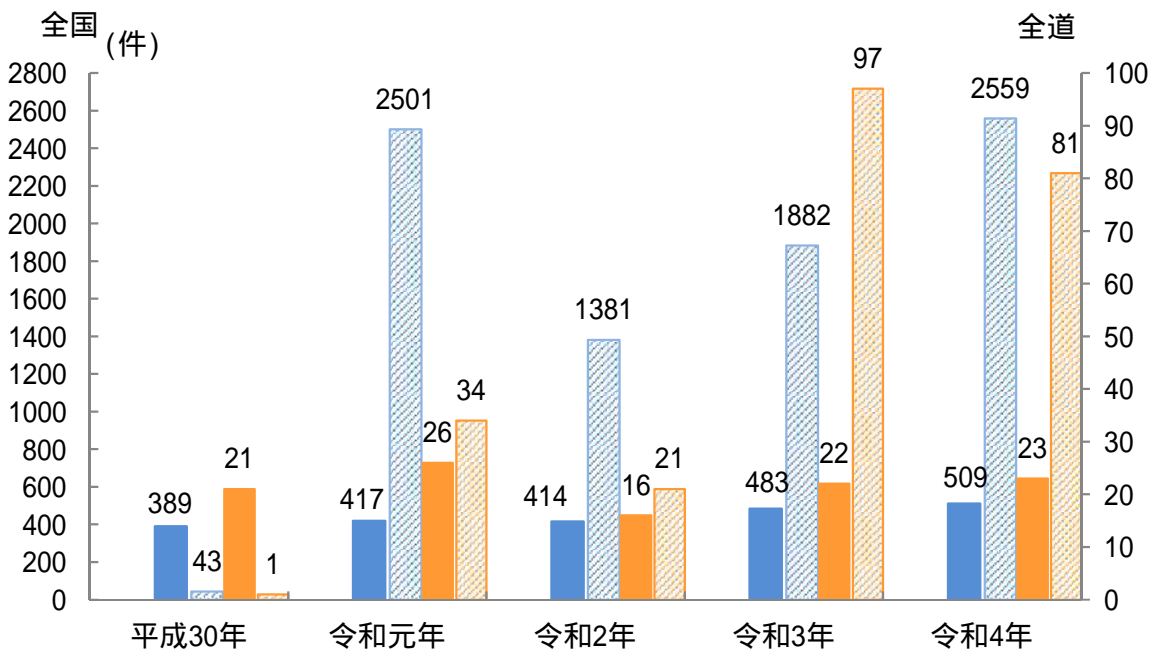
*1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

*2 出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国在留管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報件数



労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構(全国)

■ 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関(全国)

労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構(全道)

■ 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関(全道)

- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。

3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
令和4年1月～令和4年12月（2022年1月～12月）

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	9,829 件	480 件
違反事業場数	7,247 件	349 件
(違反率)	(73.7%)	(72.7%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	705	(7.2%)	31	(6.5%)
賃金の支払 (労働基準法第24条)	997	(10.1%)	50	(10.4%)
労働時間 (労働基準法第32条・第40条)	1,545	(15.7%)	63	(13.1%)
割増賃金の支払 (労働基準法第37条)	1,666	(16.9%)	81	(16.9%)
年次有給休暇 (労働基準法第39条)	1,441	(14.7%)	71	(14.8%)
就業規則 (労働基準法第89条)	769	(9.8%)	46	(9.6%)
賃金台帳 (労働基準法第108条)	618	(6.3%)	32	(6.7%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	2,326	(23.7%)	122	(25.4%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	898	(9.1%)	19	(4.0%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	1,071	(10.9%)	51	(10.6%)
健康診断結果についての医師等からの 意見聴取 (労働安全衛生法第66条の4)	1,583	(16.1%)	67	(14.0%)
時間把握 (労働安全衛生法第66条の8の3)	494	(5.0%)	34	(7.1%)